

※この法令は廃止されています。

口蹄疫對策特別措置法

卷之四

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

（農業者年金の保険料の免除等の特例）

三略

第二十一条 平成二十二年四月以降において発生
が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害
を受けた農業者年金の被保険者等については、
農業者年金に係る保険料の免余、当該免余を支

農業者年金に係る保険料の免除 当該免除を受けた保険料の追納等に関する政令で定めるところにより、独立行政法人農業者年金基金法(平成

成十四年法律第百二十七号)の特例を設けることができる。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失效)
第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日

限り、その効力を失う。

(施行期日) 号抄
第一回 二〇〇〇年六月一日(記算) 二二三三

第一条 この法律は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。次二、次の各号に掲げる規定は、

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十
五条の二」に改める部分及び「第六十二条の

五」を「第六十二条の六」に改める部分に限る。）、第三条の二の改正規定、第二章に一条

を加える改正規定、第二十一條に二項を加える改正規定、第三章に一条を加える改正規定、第五十二条の二と第五十二条の三の二、

第五十二条の二を第五十二条の三とし
第五十二条の次に一条を加える改正規定、第
五十三条の改正規定、第六十条の次に二条を

三一三条の改正規定第六一条の改訂二条在加える改正規定（第六十条の三に係る部分に限る。）、第六十二条の二の改正規定、第六十

二条の三の改正規定、第五章中第六十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第六十

二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の五とし、第六十二条の三の次に一条を加える

改正規定並びに附則第九条第四項、第十二条
（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
川表第一支音云此等方云、昭和二十二年三月三日

別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の項の改正規定に限る。）及び第二十条の規定 公布の日

一一略

の補填及び損失の補償を含む。)を実施するために要した費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行つた者に交付した費用(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により交付された費用を含む。)に係る旧特別措置法第十九条の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。